

- 1 会議名
令和3年度第5回川崎市指定特定非営利活動法人審査会
- 2 開催日時
令和4年3月22日(火)午後1時30分～午後4時00分
- 3 開催場所
川崎市産業振興会館 11階 第6会議室
- 4 出席者氏名
 - (1) 委員
前田成東 会長
伊藤義昭 委員
小倉敬子 委員
谷本有美子 委員
藤枝香織 委員
 - (2) 事務局
市民文化局コミュニティ推進部長 阿部克義
市民文化局担当部長 和田敏一
市民活動推進課長 須山宏昭
同課NPO法人係長 藤原啓道
同課職員 五味百合子
- 5 議題
特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について
- 6 公開・非公開の別
公開
- 7 傍聴人
なし
- 8 発言内容
次のとおり

(阿部部長)

定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第5回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりくださいますようお願いいたします。

本日は前回の審査会からの引き続きということで、条例指定制度の今後の運用に関する検討でございます。事務局から答申素案をお出ししております。こちらをもとに答申内容について協議をお願いできればと考えております。のちほど担当の方から資料に沿って御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

(藤原係長)

<事務局による資料確認>

(阿部部長)

次に会議の公開については、指定特定非営利活動法人の審査に関する議事はございませんので、審査会運営要綱第4条の規定に基づきまして、原則どおり、公開とさせていただきます。また本日は傍聴もないため、このまま進めさせていただきます。

本日は委員6名中5名が出席されていることから、過半数である4名以上となり開催要件を満たしておりますので、本審査会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ここからの進行につきましては前田会長にお願いいたします。

<議事>

○特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について

(前田会長)

それでは、「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用」について、審議を行います。はじめに事務局から配布資料の内容について説明をお願いします。

(藤原係長)

<資料を用いて説明>

(前田会長)

内容の協議に入る前に、資料に関して、または本日の議論の中心となる資料1全体の構成や流れについて御意見や御質問があればお願いします。

(谷本委員)

資料3について、寄附金が増えているけれども事業費が減っている団体がいくつかあります。悪い影響だけではなく、法人を助けなければということで寄附が増えているケースがあることがこの資料から読み取れるのであれば、これから認定・条例指定を取るメリットとして打ち出していく材料になるのではないかと思います。そのように資料を読むことはできないでしょうか。

(前田会長)

いかがでしょうか。金額の上下に明確な裏付けがありますか。

(藤原係長)

ある法人は、活動場所の契約更新料を確保するために、かなり寄附金を募ったと聞いていますので、単純にコロナの影響だけではないかと思われれます。他にも、活動場所の立ち上げ

であるとか、コロナ禍による活動の危機ということで寄附を募ったところがあると聞いています。法人個別の状況も含めて、この数字の裏にはいろいろな事情があるのかなと思われま
す。また、グラフ全体の傾向が読み取ればと考えすぎているところでは
ないでしょうか。

(谷本委員)

法人の運営の危機だということで寄附が集まったというのは大切なポイントです。更新料
が必要であるとか、イベントができなくなったとか、寄附が必要になったタイミングや状況
が明確に分かります。そのように働きかけをした法人は寄附が増えているという傾向がある
ならば、コロナの影響を調べてみた中で違う側面がわかったという参考資料として使えるの
ではないでしょうか。また、寄附金と事業費を一緒に見られるような図の表し方はできませ
んか。

(小倉委員)

事業費に寄附金を充てていないこともありますので、寄附金が増えたから事業費が増えた
という相関性はないと思います。団体の活動の危機の時には、団体の支援者が寄附をしてい
ると思いますが、一般の人たちの寄附ではないのではないのでしょうか。

(谷本委員)

そうすると、指定法人であることのメリットが感じられないということになりませんか。

(小倉委員)

このグラフからは読み取れないということです。指定法人になると団体として信用度が上
がるというメリットが大事なのではないかと思います。それが寄附に繋がることももちろん
あるでしょう。条例指定や認定を取ったことが必ずしも寄附の増額に繋がっているわけでも
ないということが調査でわかったということもあります。

(藤原係長)

通常の認証法人と認定・条例指定法人を比較して、認定・条例指定法人の方に寄附が集ま
っているというのは一般的な形です。国が出している資料でも、認定法人の方が寄附金額も
件数も多いということはわかっています。今の段階では、全体としての数字で比較的こちら
の方が集まりやすいというレベルの表現に留まっているところでは
ないでしょうか。

(谷本委員)

川崎市は全体としての数字を見るほど数があるわけではありません。ここに出てきている
14 団体で見ると、数字で見せられるということよりも、数字を見た結果、その背景に
何があるかという個別具体の事例が見えてきます。その中で、条例指定を取ったことのメリ
ットになる材料を積み重ねていかなければ、説得力がなくなってしまいます。ステータスだ
けで実益がないのかという話になってしまうので、深掘りするならば、例えば事業をオンラ

インに切り替えて大変だった時に寄附で支えられたという場合、寄附をした方たちが、税制優遇があること等がモチベーションになったと言ってくれないと、実益があったとは言いつらいです。私たちがこの制度を使ってほしいということを訴えていく材料として、これによって寄附が集まった、こういう制度があったから寄附して良かったと言っていたことが大切ではないでしょうか。

(小倉委員)

それはわかります。それを言うには、個別の団体の状況や、寄附をした人の中に一般の支援者や新たな寄附者がどれくらいいるのかがわからないと、言い切れない部分もありますので、実際問題として、どこまで実際に答申に反映できるでしょうか。

(谷本委員)

今回は書ききれませんが、せつかくの材料なので、引き続き実態を調査していくといった書き方をした方が良いかと思います。

(小倉委員)

それはあり得るかもしれません。

(藤原係長)

事業がメインでほとんど寄附を集めていない法人もごぞいます。前回答申でも今回の素案でも、「全体としては認定・指定の方が、より寄附が集まっているように見えるけれども、個別具体的にみると様々である」というように表現を丸めている状況です。

(小倉委員)

答申の中には具体的な内容は入れない方が良くと思いますが、審査会で課題を認識しておいて、後々、次の政策に繋げていく材料にはなると思います。

(伊藤委員)

寄附金が平成 29 年度からずっと少ない法人がありますが、他の収入があるから寄附を集める必要がないということでしょうか。せつかく条例指定法人のメリットがあるのに、生かされていないのでしょうか。

(藤原係長)

会費と補助金、事業収入で運営していて、寄附が少ない法人もあります。

(小倉委員)

会費と賛助会費がほとんどで、一般の寄附はほとんどない形ですね。

(伊藤委員)

それで運営できているのなら問題ないでしょうけれど、一般の寄附がほとんどないというのは条例指定法人のメリットが感じられるのでしょうか。

(藤原係長)

寄附との結びつきは弱いところかもしれませんが、認定法人ということをかなり意識して運営しています。

(前田会長)

確認ですが、資料1に資料3の内容が反映されているところがありますか。

(藤原係長)

今の時点ではありません。

(前田会長)

資料3があることで却って議論が複雑になっています。法人名の記載がない資料であるため、資料1に記載しても根拠があいまいになります。資料3では法人名を公開しない前提ということであれば、直に答申の内容に使うのは厳しいと考えます。審査会としての課題の共有のために使うのは良いと思います。和田部長いかがですか。

(和田部長)

答申素案の19ページの最後の3行のところがまさにこの資料の取り扱いというところで、このように書かせていただきました。会長がおっしゃったとおり、このデータだけでは色々な傾向が読み取れますし、条例指定を取得していない法人との比較もしていませんから何とも言えないというところです。先ほどや前回も御議論ありましたが、「今後も状況把握を行っていくことが望まれる」という表現にしております。

(伊藤委員)

資料4の市民活動センターの調査によるコロナの影響がわかりやすいですが、これは答申にはどのように記載するのでしょうか。

(藤原係長)

19ページ「3」の3行目のところに一部を記載しております。

(前田会長)

資料3からどういうことが読み取れるかということと、今後の状況については事務局の方でもう少し調べていただくということにしたいと思います。

あと確認ですが、資料1の右上に「別紙」とあるのは、この前に1枚答申書のようなもの

があるということですか。

(藤原係長)

そのとおりです。

(前田会長)

それから、形式的なことですが、「第 1」というのが一番大きい項目で、その次が「1」「(1)」「ア」と続きますが、これは市のルールなのですか。

(藤原係長)

ある程度は公文書のルールに従っていますが、「第 1」というものはルールとしてはありません。

(前田会長)

前回と比較しやすいのならこれでも良いですが、「第 1」を「1」にして、繰り下げるようにはできませんか。技術的なことなので、良い方法があれば御検討ください。

それから、こういった文章の中では元号を使っていますが、必ず元号を使わなければいけないのですか。委員の皆さんもそれぞれ御意見があるかと思いますが、元号ではわかりにくいところもありますので、西暦で表すことはできませんか。

(小倉委員)

少なくとも西暦を併記していただく方がわかりやすいです。一般的には西暦を使用することが多くなってきています。

(藤原係長)

項目の立て方も含めて公文書的なところがあります。場合によっては元号の後ろに西暦を加える等、対応を検討したいと思います。

(前田会長)

それでは内容に入っていきたいと思います。まず、「はじめに」と「おわりに」は全体がまとまったあたりでまた書き直していただければと思いますが。何か御意見はありますか。今日の段階ではよろしいですか。

(全委員)

《異議なし》

(前田会長)

では、全体が固まりつつあるときにまた検討したいと思います。

今日重点的に議論したいのは第 2 と第 3 になりますが、まずデータを使った現状の記述をしている第 1 について御意見をいただきたいと思いますがいかがですか。

(谷本委員)

4 ページの (3) の認定法人の状況の表の数字の確認です。表の合計が一致していませんが、更新か何かが含まれているのですか。その下に書かれている説明でもまた違う数値となっているので、わかりづらいです。

(藤原係長)

更新は入っていないのですが、特例認定等で数字がずれている可能性がありますので、再確認いたします。

(前田会長)

この「認定等」の「等」とはなんでしょうか。

(藤原係長)

特例認定や仮認定を含むものです。

(前田会長)

表の数字については確認し、わかりやすい記述としてください。

(小倉委員)

5 ページの表は、上が 9 月 30 日現在、下が 3 月 31 日現在となっています。同じタイミングで比較できれば一番良いと思うのですが、そうすることはできませんか。

(藤原係長)

ウの表は内閣府の方から引用しているので動かすのは難しいかと思います。(4)の方は、各所轄庁に照会した数字となりますので、今年度末などの最新にすることは可能と見込まれますが 9 月 30 日に合わせることは難しいと思われま。

(前田会長)

日付は揃っている方が望ましいです。

(小倉委員)

何年度と書かれているところは年度末の数字でしょうか。この 9 月末時点の数字が参考ということであれば良いとは思いますが。

(藤枝委員)

内閣府の公表しているデータは月末に更新されていきます。足し引きをすれば数を出すことは可能なのではないのでしょうか。

(藤原係長)

内閣府の調査は、条例個別制度を導入しているかどうかというところで単体の調査がかかっていましたので、毎月更新されているデータとは別のものがございます。また、毎月更新されているデータも、遡って修正したりすることもありますので数字が動くこともございます。

(前田会長)

答申は年度を越えてから完成するものなので、令和4年3月末のものにそろえることは無理ですか。他のところにも波及してしまいますか。

(藤原係長)

内閣府がホームページの数字を更新するのが翌月末になりますので、答申に反映できる可能性はあります。

(前田会長)

では御検討ください。

15 ページの 5 に「必要がある」という書き方をされていますが、そういった表現を使用しているのはここだけです。第 2 に以降にうまく書く部分がなかったからここに書いたということですか。第 2 以降に「必要がある」という書き方が出て来るのは良いのですが、第 1 はデータに基づいた状況把握の項目になりますので、少し踏み込んだ印象があります。

(谷本委員)

法改正に伴ってやらざるを得ないことだと思しますので、「対応が求められる」くらいの表現でしょうか。

(前田会長)

ではそのように修正をお願いします。第 1 のところはよろしいでしょうか。

(藤枝委員)

13 ページの下の図ですが、もう少し見やすい表の作り方にならないでしょうか。割合が少ないのでつぶれてしまっているところを、見えるようにしてください。

(藤原係長)

答申自体はホームページ等にはカラーで掲載予定ですが、白黒でも判別が付きやすいグラフの作りにはしなければならないとは考えています。ただし、データの規模的に、やむを得ず

線がつぶれてしまっています。

(藤枝委員)

上にデータがあるのでわかるのですが、もう少しグラフを大きくする等、工夫していただければと思います。

(藤原係長)

そういたします。

(前田会長)

それでは大きな第2に入ります。ここは更新中が多く見受けられるところですが、この部分について何か御意見ございますか。

(谷本委員)

第2の2で、これまで話題に出てきているのでふるさと納税について触れていますが、この答申では、条例指定NPO法人の寄附金の受け入れ額が減っているということを指摘した方が良いのではないのでしょうか。この14ページのグラフで説明するのは難しいでしょうか。これを見て、「ふるさと納税が拡充された2015年、平成27年から低下傾向が続いた」といった程度には書けないのでしょうか。NPO法人への寄附金額が減っている傾向があるとは言えると思います。

(小倉委員)

平成26年も下がっています。この時期にふるさと納税が増えて、NPO法人への寄附が減るというように記載するのですか。

(谷本委員)

少なくとも平成27年から29年は下がっています。ふるさと納税の制度が拡充されている影響かはわかりませんが、傾向はわかります。ふるさと納税が増えたことによって川崎市が困っているということを書くよりも、NPO法人への寄附に減少傾向が見られたという程度のことは書けるのではないのでしょうか。

(前田会長)

書くとしたら14・15ページのところか、16・17ページのところでしょうか。

(藤枝委員)

この表からだけでそこまで言い切るとするのは難しいのではないのでしょうか。

(谷本委員)

そうすると逆に 16 ページの最後はいらないのではないのでしょうか。

(小倉委員)

拡大の影響というところまでは良いですが、そのあとは不要でしょう。

(谷本委員)

条例指定取得に関する効果に関することと書いてあるのに、寄附金受入の話ではなくふるさと納税の話がメインになってしまっているという違和感があります。

(藤原係長)

来年度 97 億円の流出見込というところにあわせて、広報に力を入れるということで予算額を計上しています。また、ふるさと納税も寄附であるという面での広報という話も審査会であったかと思しますので、いったん、川崎市の方でも広報をしているというニュアンスを記載したつもりです。

(小倉委員)

ここは、指定の効果に関することなので、直接的な効果についてのみ記載すればよいのではないのでしょうか。広報についてはこれからやることですので、ここに書く必要はないかと思えます。

(前田会長)

ここには入れなくてもよいのではないのでしょうか。

(藤枝委員)

25 ページにふるさと納税のことについて触れている項目がありますが、そこと合体させるのはいかがですか。

(小倉委員)

広報が必要であるまでは書いても良いですが、それをどうするかというのは課題解決のところですね。

(前田会長)

第 3 のところになりますね。ではここは御検討ください。他に第 2 についてはいかがでしょうか。

(谷本委員)

1 の「新型コロナウイルス感染症の更新への影響の考慮」についてですが、先ほどのアンケート調査から、指定基準や手続きに関することで、運用上の課題は具体的に出て来ました

か。

(藤原係長)

活動が制約されているというところのみと認識しています。

(小倉委員)

それは活動への影響だと思いますが、更新への影響というのはどういうことですか。

(藤原係長)

第3で記述しております。19ページのところですが、内容的に問題がなければ、ここに繋げるような表現を、第2に入れる形になると考えています。直接的に、更新への影響というようにどこまで書くことができるかというところはあるかと思います。

(小倉委員)

コロナの影響が出てからの期間を実績判定期間とした指定の更新はまだありませんね。

(前田会長)

まだわからないですから、影響が懸念されるといった記載に留まるでしょう。そういう表現にいただいた上で19ページのところに文章化していただくということですね。

他にございますか。

(全委員)

《意見なし》

(前田会長)

それでは第3の方に移りたいと思います。まず19ページまでのところで御意見お願いします。

(小倉委員)

17ページの下から5行目、「行いことが」となっていますので「行うことが」に修正してください。

(谷本委員)

18ページの10行目のところですが、法人数が増えるということだけではなく、指定を取ったNPOが、持続性をもって寄附を獲得できる土壌を作っていくことが大切だと思います。寄附金額が増えていくというところも視野に入れていく必要があると思うので、寄附金額の増加についても言及してはいかがでしょうか。安定的に寄附を獲得できる基盤づくりを市が進めていくと書いておいた方が、後に様々な方策が出てきたときに、市民への価値観の醸成

にとっても大切だと思いますが、他の委員の皆さんいかがでしょうか。

(前田会長)

良いのではないのでしょうか。

(小倉委員)

良いと思います。

(前田会長)

では事務局をお願いします。

あと、18 ページの最下段で「川崎市が一番低い割合となっている」という部分については、何を参照しているかの説明はいりませんか。5 ページの(4)が根拠だと思います。全体を通してですが、「図表番号」として通し番号を振って、参照する際にわかりやすくしてはいかがでしょうか。なおその時に、もともと表に番号が入っているものがありますので工夫してください。

(藤原係長)

対応いたします。

(藤枝委員)

19 ページの 9 行目で、カッコ書きのところはキーワードだと思うのですが、基準としての言葉としてはあいまいなものですので、「考え方のもとでもある」というような言葉にするのか、または認定や指定の基準となる言葉をそのまま挿入するかのどちらかになるかと思っています。基準というと少し沿わないと思いますので、御検討いただければと思います。

(藤原係長)

検討いたします。

(前田会長)

基準というのは明確なものでなければなりません。この文言では基準というには厳しいです。この考え方に基づいた基準がこうであるというのが本来望ましいかもしれませんので御検討ください。他によろしいでしょうか。

(全委員)

《意見なし》

(前田会長)

それでは、20 ページからの「4 具体的な取組」に入ります。まずは (1) と (2) で何か

御意見はありますか。

(藤枝委員)

21 ページのウに「適正な法人運営モデル」とあります。適正な運営に関する基準のことを指しているのかと思うのですが、ここを読んだときに、認定・条例指定法人になると適正になる、というように受け取られてしまうかもしれません。何か別の言葉で置き換えられませんか。

(前田会長)

こだわりを持つと違和感を覚えるところかもしれません。前回答申から更新されている部分ですか。

(藤原係長)

更新されている部分です。

(和田部長)

わかりづらいのですが、ここは運営要件についてではなく、あくまで寄附や会費を集めて運営をしていただくという公益要件の話になります。「適正」という言葉の違和感は確かにありますが、前段で少し書いているとおり、なるべく広く巻き込んで運営していただくのがNPO法人としては望ましいというくだりになっています。「適正」や「モデル」といった言い方に違和感があるというのはおっしゃるとおりです。

(藤枝委員)

事業型で運営されている法人もありますし、答申で「適正」や「モデル」と書くと、やや誤解が生じるかもしれません。

(和田部長)

本当に「1つのモデル」といった形で、改めてそういうことをやっていただくために周知していくということもあるのではないかということです。

(小倉委員)

「適正な～周知を行うこと」を削ってしまえば、すんなり納得できます。

(谷本委員)

私もそう思います。

(藤枝委員)

内容としては入れていただきたいもので、文章だけ気になったところです。

(前田会長)

「適正な～」からの一文を取ってしまうと良いかもしれません。御検討ください。他にいかがですか。

(藤枝委員)

22 ページのリード文のところに「財政的支援」とありますが、助成等の財政的支援という意味に取られる可能性がありますので、言い換えた方が良いかもしれません。財政支援が入るわけではなく、NPOに寄附が集まるような環境整備を行政が行うということかと思えますので、違う言葉が入ると良いかと思えます。

(藤原係長)

前回の答申から変更していない部分でした。

(谷本委員)

条例の目的には「市民の特定非営利活動法人に対する寄附の機運を醸成することにより、市民による相互支援を促進し、もって市内における特定非営利活動の健全な発展を図ることを目的とする」と書いてあり、財政支援とは書いてありません。

(前田会長)

財政的な支援と書くと行政が補助を出すように限定して捉えられてしまう場合もありますので工夫してください。

(谷本委員)

21 ページの「専門家から一段下げ、先輩法人が～」とあります。内容はわかりますが、文章としては書き換えが必要だと思えます。

(前田会長)

ここは、「専門家だけでなく」とする等、考え直した方が良いですね。

(小倉委員)

一段下というわけではありませんから、会長がおっしゃったような文章で良いと思えます。

(藤枝委員)

その部分で、「一緒に見る」という表現もすこし砕けているので、「申請書類づくりのアドバイスの助言を受ける」というように変更した方が良いかと思えます。

(小倉委員)

エの1行目のアドバイザー派遣ですが、これは川崎市がやっているのですか。条例指定と認定法人だけを対象にやっているものですか。

(藤原委員)

市が行っているものです。条例指定や認定法人を目指す法人を対象にしています。

(前田会長)

見出しである程度わかるかもしれませんが、主体と対象を書いた方が良いですね。内容は、会計、税務、労務管理に限定されますか。

(藤原係長)

税理士と社会保険労務士の派遣を行っていますので、その内容を記述しています。

(前田会長)

他にいかがですか。

(藤枝委員)

22 ページ、イの「市民に返ってくるメリットが見える仕組み」という表現に違和感を覚えます。ふるさと納税のように、寄附した人に何か返ってくるようなイメージが出て来ますが、どちらかというところは、法人が地域のどのような課題を解決しようとしているのかということや、それによってどう社会が良くなるかということを伝えれば十分なのではないでしょうか。市民が当事者になりますので、メリットという言葉を使わない方が良いのではないかと感じます。別の言葉に変えるか、削除されてはどうでしょうか。

(小倉委員)

「市民に返ってくるメリット」「仕組み」という表現を削除すればよいのではないのでしょうか。

(前田会長)

どうでしょうか。

(谷本委員)

ここにいる方は皆さん知っていることですが、条例指定・認定法人や寄附した際の税制上の優遇措置について一般の方は知らないなので、これは絶えずPRしていく必要があります。そこが情報として広く市民に伝わっていないように感じますので、税制度の在り方としてしっかり伝えていかなければいけないのではないかと思います。

(前田会長)

その趣旨を書くのであれば、「市民に返ってくるメリット」では漠然としすぎています。

(小倉委員)

税制上の優遇措置があることをきちんと書くということですね。

(前田会長)

それが市民にあまり浸透していないので、広報を通して周知する必要があるという記述にした方が良くもありません。

(谷本委員)

知らない方が多いですね。確定申告していても、住民税なのか国税なのかは御存じないと思いますので、周知しなければなりません。

(前田会長)

では御検討ください。文言などでは色々出て来る可能性はありますが、いったん今日の御意見を受けて練り直したものを、次回の審査会の前にお送りいただきますので、またその時に御意見いただければと思います。

23 ページ (3) 以降で御意見があればお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(藤枝委員)

前回の答申の際も思ったのですが、23 ページのウのところ、企業が地域貢献に参加していくことを推奨するのは大事なポイントで残したいところではあるのですが、条例指定法人への寄附促進の中の項目になるので、NPOに向けて、事業連携ということだけでなく寄附をしてもらうということも含んで取り組んでいくことなのか、意図が若干読み取れません。どういう答申を出すかということに繋がるのですが、企業側の取り組みを後押しすることについて、ダイレクトに寄附を求めていくというものなのか、もっと色々な意味で地域に対する貢献をしてもらうという意味なのか、どちらでしょうか。

(藤原係長)

難しいところです。一度は項目として削ることも考えましたが、前回答申に記載があったものを削る理由もありませんでした。前回答申を受けて、契約上の評価項目というところも調査・検討をしていたのですが、簡単にはいかず断念したところもありますので、何か新たに打つ手があるかという厳しい印象があります。

(前田会長)

削ることも考えたということですが、項目として無くすということなのか、他のところに記述を移すということなのかどちらですか。

(小倉委員)

例えば「おわりに」に入れることもあり得るのではないのでしょうか。あるいは、(4)のタイトルを変えて、色んな支援のうちの一つとして記載しても良いかもしれません。

(前田会長)

(2)の中にあると確かに座りが悪い感じがしますね。「おわりに」に書くにしては具体的すぎる感じもします。

(藤枝委員)

前回答申では企業とNPOの連携のことがメインで書かれていました。今の原文ですと、えるぼしやSDGsパートナー等の、より社会的な企業になるための後押しという内容なので、前回答申と若干観点が違ってきます。NPOとの関係性での企業という意味で残すのであれば良いかと思いますが、前回と内容が違うので違和感を覚えるのかと思います。企業とNPOのパートナーシップというのは今も川崎市は行っているのですか。

(小倉委員)

財団として市民活動センターでは行っています。

(前田会長)

毎年企業とNPOのきっかけづくりのイベントをしていますね。

(小倉委員)

市でも行っているのではないですか。

(藤原係長)

カワサキコネクト、地域社会貢献フォーラムがスタートしたのが平成28年からで、平成30年までの3年間は企業とのマッチングをメインにしたイベントを行っていました。令和元年以降、企業連携というところから、よりファンドレイジングの手法等に軸を変えたイベントに移ってきました。今の段階では企業とのマッチングに関する事業は行っておりません。

(須山課長)

補足になりますが、経済労働局とやっていた事業を無くしたのではなく、毎年テーマを変えていますので、今後、企業との繋がりにイベントテーマを変えていくことも可能です。コロナ禍で制約もありますので、開催場所や手法を色々変えながら行っているのが現状です。

(小倉委員)

企業との社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討ということ自体は悪くないのですが、NPO法人とすぐ繋がるかというとなかなかそうではないし、SDGsやえるぼしは認証を与

えているだけで、取得した団体同士で何か仕掛けているということでもありません。意識醸成に繋がっているという確証もないので、ここに記載すること自体がどうなのかと思います。

(藤枝委員)

認定を取るために企業からの寄附を集めることも考えるのであれば、やはり残しておいた方が良いと思います。企業の地域社会貢献の取組の方を推奨するのか、NPOとの出会いをもっと増やすという方向にもっていくのか、タイトルも含めて検討が必要ですが、企業との関係性ということも全体像の中から抜かしてはいけないのではないかと思います。

(前田会長)

なかなか結論が出ないので、置き場所を含めて検討してください。残りの(3)(4)でいかがですか。

少し気になったのですが、24ページのウのところ、市民活動センターに焦点を合わせすぎている印象があるのですが、いかがですか。

(小倉委員)

私もそう思います。これは修正していただきたいです。

(前田会長)

前回答申もそうですが、ほとんど市民活動センターの内容です。

(藤枝委員)

しかし市民活動センター以外にできるところもありません。

(小倉委員)

条例指定や認定を目指している方たちは、市民活動センターではなく市役所に相談に行きます。団体が立ち上がった段階や助成団体への伴走支援というのは市民活動センターで行っていますが、こういった趣旨の伴走支援は行っていません。

(伊藤委員)

表現としても少ししつこい感じがあります。

(谷本委員)

市と川崎市民活動センターの関係性について確認ですが、市からの補助金には、伴走支援の部分が含まれているのですか。そこがわからないと判断ができません。

(小倉委員)

含まれていません。

(藤枝委員)

答申の中に書かれているのも少し不自然かもしれません。

(前田会長)

市からの補助事業や委託事業の中に伴走型支援というものが明記されているのであれば、継続すべきと書くのはわかります。そうではなく、市民活動センターが自主事業的に伴走型支援をしているのであれば、それを期待して今後も継続すべきという書き方をすることには違和感があります。現状ではどうなのでしょう。

(須山課長)

市から市民活動センターへの事業補助は、公益活動助成金に対する補助になりますので、どちらかという立ち上げたばかりの団体や、まだ経験が浅い団体を対象としたステップアップのための伴走支援になります。ただ、ステップアップした団体に対してどういった支援をしているのかというところを、この条例指定の答申の中でツールとしてどう拾えるか、答申の中に盛り込めるのかは考える必要があるかと思います。市と市民活動センターの関係性というところでは、青少年健全育成事業については指定管理、市民活動に関しては運営補助と事業補助の交付という構造になっており、中間支援組織として期待するところとしてはNPOだけではなく市民活動支援全体の支援になります。

(谷本委員)

そうであれば、ここで伴走型の支援体制が必要だと言っているものの、受け入れるところが無く、責任主体が存在しないことになります。

(前田会長)

この文章を読むと、市民活動センターがやるものだというように捉えられます。「それができるように行政側も取り組むべき」と書かれるならまだ良いと思います。

(小倉委員)

そのような表現であれば良いです。

(伊藤委員)

伴走型の市民活動支援の役割は活動センターにあるので、重複表現を抜いてはどうでしょうか。

(小倉委員)

ここで言う伴走型というのは、かなり専門的なものになります。NPO法人が条例指定・認定NPO法人を目指せるようになるための説明会等は一緒に実施していますが、任意団体

のうち法人格を取りたい団体は、市の方へ相談に行きます。法人格を取得した後の団体運営への支援に関しては、市民活動センターでは一切していません。税理士や弁護士、行政書士の専門相談の受付は行っていますが、それを伴走支援と言うのでしょうか。NPO法人向けの相談業務としてやっており、伴走支援とは考えていません。

(藤枝委員)

難しいところです。私が所属している法人は、神奈川県民センターで法人相談を受けていますが、相談を受けた後のフォローアップというのは相談窓口のような公的な場所ではなかなか難しいところです。伴走ということはどう捉えるかというのが非常に難しい一方で、仮にお金を払えば伴走支援をしてくれるサービスがあるかということ、そういったものすら今はありません。そのような状況の中で、川崎市として仕組みを作るのか、神奈川県域全体で支援組織同士が連携しながら仕組みを作るべきなのか、「誰々が中心となって」というのは難しいかもしれませんが、「様々な支援組織が協力し合って」というような形でも、何らかのこういう仕組みが必要と考えられるということは、答申に残しておいていただきたいと考えます。自分たちのところで受けられないとしてもどこへ相談に行けばよいかということ、コーディネートをできれば良く、全部受け止める必要はないということを含めて、法人の運営相談にきちんと乗ることができる場所を確保することが必要なのではないかと思います。

(前田会長)

和田部長、何かありますか。

(和田部長)

前回答申の中でも、運営実態に応じたきめ細やかなアドバイスですとか、必要な外部資源の見極め・仲介等のコーディネートの有効なので、これを伴走型支援と言っているのであって、条例指定や認定を取得するための直接的な支援という意味合いではなかったのかと思います。前回の答申を受けて、時系列はわかりませんが、市民活動センターの方では税理士等による相談支援や、細やかな運営の支援は行われているかと思います。

(小倉委員)

そうです。

(和田部長)

第一段落では前回答申のことを、第二段落では実際にそれを行っているということを記載しています。ただ、「今後も継続すべきである」という箇所は、主体からして書き方が違うかと思いますが、「実施している内容は継続を期待している」というような表現にした上で、伊藤委員がおっしゃったような重複した表現を削除すれば成り立つのではないかと考えます。

(須山課長)

「前回答申においては～」というリード文で、活動センターの事業にスポットライトが狭く当たっている形に感じられますが、先ほどお話しした助成金による支援だけではなく、必要に応じて専門家の支援に繋ぐという形は伴走型の支援と言えます。法人が運営上どのような点で困っているかを把握するという相談機能が市民活動センターにはありますので、そういった表現になっています。

(前田会長)

第一段落では「かわさき市民活動センター等が」と書かれていますが、実際にはセンターしか行っていません。そのため、第二段落では「かわさき市民活動センターは……継続すべきである」となっており、やはり市民活動センターへ依存しすぎた表現になっていますので、様々な意見が出ましたので、このあたりをもう一度検討してください。

他にいかがでしょうか。

(谷本委員)

25 ページの(4)の二段落目について、「ふるさと納税のメニューに市民活動支援を設けること」というのは少し言い過ぎではないでしょうか。さらに、「NPO法人のサービスや製品などを返礼品として登録」ということはあり得ないだろうと思いますので、ここは一度削除して、もう少し内容を詰めた方が良いのではないのでしょうか。

メニューに市民活動支援を設けることというのは、賛否色々あるとは思いますが、ある自治体で既に実施しているところがあります。そのメニューの助成の審査をしている方とお話をしたところ、「ふるさと納税で、わざわざ市が依頼をした審査委員が選定したところに助成金を出すということに違和感を覚える」とおっしゃっていました。そこにまた必要経費が掛かりますし、本来NPOに直接寄附する制度があるのに、市から助成金という形で出すことになるスクリーニングがもう一つかかってしまうため、あまり望ましくないのではないかというお話でした。そういうこともあり、メニューというものをこの段階で載せるのは時期尚早ではないかと思います。

(伊藤委員)

返礼品というのは作業所で作っているような作品でしょうか。返礼品の一覧表でもあれば別でしょうけれども、直接寄附をするより不公平が出てきてしまいます。

(小倉委員)

市民活動団体で品物を作っているようなところはほとんどありませんから、そぐわないと思います。

(谷本委員)

団体が品物を出すなら、自分の団体に寄附してくれた方に直接お返しすれば良く、市のメ

ニューに掲載する必要はまったくありません。

(前田会長)

そうすると(4)全体がいらぬのではないのでしょうか。前半だけ書いてもあまり意味がないように感じます。

(谷本委員)

会の中で今まで出てきた議論を踏まえて記載されたということでしょう。

(和田部長)

前回、ふるさと納税がこれだけ盛り上がっているのに、それを活用しない手はないという御意見があったことを踏まえて項目を加えたのが正直なところです。

少し誤解があるかと思うのですが、「ふるさと納税のメニューに市民活動支援を設けること」という漠然とした書き方になっておりますが、NPO支援のためのいわゆるガバメントクラウドファンディングを想定しているものではありません。前回の審査会でお話したように、例えば、川崎市のふるさと納税のメニューにある「市民自治のまちづくり」に対して寄附があった場合には、市が「市民自治のまちづくり」に資する事業に充当する形を取っており、NPO法人には金銭が直接的には行かないようになっています。それを、「市民活動支援」ということで、もう少しNPOに寄ったメニューにして、行政が行う当該事業に対して寄附を充当するという趣旨になります。

後半のサービスや製品などの返礼品の部分についてですが、川崎市も来年度は97億円の市税が流出するという事でかなり危機感を抱いており、NPO法人に限らず、会社や団体に対しては広く返礼品の呼びかけをしています。一つの例としては、地方でよくあるものですが、お墓の掃除を請け負う団体に、寄附の返礼品としてサービスを提供していただくというようなものをイメージしています。小倉委員がおっしゃるように、製品を作っている団体というのはNPOでは少ないかと思いますが、地域課題に資するようなサービスを行っているNPO法人に、返礼品としてサービスを出していただくようなイメージです。

(小倉委員)

川崎市では具体的にどのようなものを想定されていますか。

(和田部長)

個別具体的な想定をしているわけではありませんが、財政局が挙げている例示としては、地方でよくあるものですが、お墓の掃除を請け負う団体に、寄附の返礼品としてサービスを提供していただくようなものがあります。NPO法人が行う公益的な活動であれば、市内で実施されている限りは地域課題の解決に資するということはクリアできると思います。川崎市民が寄附をしても返礼品は受けられない仕組みですので、川崎市外の方が寄附した場合にうまくマッチングするものがあるかどうかということですが、現状、NPO法

人からふるさと納税の返礼品を出していただいている中で、書き方は行き過ぎた点があったかもしれませんが、少し可能性を探ることはできないかということで記載しています。

(前田会長)

ふるさと納税のメニューに入れるというように書くところまではやりすぎではないかと思います。前回私がお話したのは、例えば川崎市のホームページに「寄附をお考えの方へ」というページを作り、そこにはふるさと納税もあり、市民活動支援もあり、さらに条例指定・認定NPO法人への寄附は市民税等も控除される点を説明することで、クリックしていった人が理解できるというイメージのものです。ふるさと納税の中に組み込んでしまうとあまり意味がなくなってしまうのではないですか。

(和田部長)

前回、前田会長のそのお話の後に、ふるさと納税の一部がNPO法人に行くようなものはないかという議論がありましたので、そこを捉えて記載した内容です。

(小倉委員)

会長が今おっしゃったところが基本です。ふるさと納税の宣伝をする際に、寄附金控除の仕組みが他にもあるということをあわせて広報に協力して欲しいということを書いていたかったです。

(前田会長)

返礼品目当てであってもふるさと納税をしようとしている人は多くいることから、その人たちに他にも寄附金控除の制度があると気付いてもらうことが重要であるという趣旨で前回はお話したと思いますので、後段の部分は書き過ぎではないかと思います。

(藤枝委員)

私は可能性としては面白いと思いました。例えば企業に色々なチャンスを呼びかける時にNPOもそういう情報を得て、自分たちもやれることにしっかり参加していくという動きは非常に大切だとは思いますが、ただ、これが条例指定制度の答申となると、上段と下段のバランスが悪いことで、もしかすると誤解を生じてしまうかもしれません。

(前田会長)

では(4)は見出しを含めて御検討いただけますか。

(藤枝委員)

むしろ広報の効果という方が良いかもしれません。

(前田会長)

では御検討ください。他にいかがでしょうか。

(藤枝委員)

24 ページのエ「条例指定を取得し……明らかとなってる。」の部分について、「完全ではなく」という表現を除いていただくことと、「問題を抱えている」というところは、問題より「課題」の方が良いと思います。文末も「いる」に修正してください。

(前田会長)

御検討ください。他にいかがでしょうか。

(藤枝委員)

全体を通して、特に後半で「べきである」という表現が多いように感じます。「べき」が一番強い言葉なので、「必要と思われる」「望ましい」というような少しトーンを落としても良い部分もあるのではないかと思います。基本的には「べき」よりは「必要である」という程度にさせていただくのが良いのではないのでしょうか。

(伊藤委員)

先ほど「求められる」という言葉が出ましたが、それくらいが柔らかくてちょうど良いのではないのでしょうか。相手に主体性があるところでは、「すべきである」とか「必要である」だと少し強引に感じる部分もあります。

(藤枝委員)

そうですね。内容によっては強い表現で書かなければいけない部分もあるとは思いますが。

(前田会長)

「べきである」は確かに強制感が伴いますね。では全体的に見直しをお願いします。他に何かございますか。

(全委員)

《意見なし》

(前田会長)

最後に、「おわりに」はいかがですか。全体の修正がありますので、次回検討ということでもよろしいですか。

(全委員)

《異議なし》

(前田会長)

それでは、本日の協議はここまでとさせていただきたいと思います。今後の流れですが、第3回の審査会のスケジュール資料にありましたとおり、タイトなスケジュールになりますが、本日の内容を反映した答申素案の修正版を作成していただき、委員の皆様にお示しいたします。委員の皆様におかれましては、修正版に対する御意見を事務局にお送りいただき、それを踏まえて事務局が答申案を作成するという流れになります。次回の審査会では、御意見をいただいた答申案を基に協議を行いますので、御協力をお願いいたします。予定していた議題については以上ですが、全体を通して御質問等ありますか。

(藤枝委員)

骨子で読んできたものが答申素案になって、全体がよくわかるようになりました。作られた答申素案の流れ自体は今まで議論したことを書いていただいていますし、コロナ後のことなど新しいテーマもいくつも入っていますので、個人的にはこの流れで大丈夫だと思います。あとは表現等をもう少し精査していく段階に入ったと感じております。

(小倉委員)

同意見です。

(前田会長)

事務局には負担が大きいと思いますが、引き続きよろしく申し上げます。では他にはよろしいでしょうか。

(全委員)

《意見なし》

(前田会長)

事務局に進行をお戻しします。円滑な進行に御協力ありがとうございました。

(和田部長)

前田会長、ありがとうございました。最後に、事務局から今後のスケジュールについて連絡をさせていただきます。

(藤原係長)

次回の審査会は、第6回目となりますが、新年度1回目となります。日程は現在調整中ですので、近日中にお示しいたします。委員の皆様とやり取りさせていただく日程についても、次回日程が決まり次第、検討してまいります。

次回も法人審査ではありませんので、公開で行う予定です。オンライン会議システムの活用も可能となっておりますが、できる限り対面で御議論いただけるタイミングを検討してい

きたいと思います。

(和田部長)

長時間にわたる御審議ありがとうございました。

それでは、令和3年度第5回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以上